



令和7年8月19日

和歌山労働局長
中山 始 殿

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏

和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和7年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった和歌山県鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、和歌山県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。